

参考資料 2

学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループについて

令和5年5月18日

令和6年2月1日一部改正

令和6年3月21日一部改正

高等教育局長決定

1. 目的

令和5年5月の私立学校法改正に伴い、学校法人会計基準を私立学校法に位置づけたことから、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」において会計基準の改正内容を検討し、報告書を取りまとめた。当該報告書において、セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討が別途必要であるとされているほか、継続的な議論が必要とされている論点が記載されている。

これらを踏まえ、私立学校の特性を踏まえつつ、セグメントの配分基準及びその他検討が必要な事項を検討することを目的に、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会について」（令和5年5月18日 令和6年2月1日一部改正 令和6年3月21日一部改正高等教育局長決定）3.（3）に基づき、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」の下に、ワーキンググループ（「学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ」と称する。）を設ける。

2. 検討事項

- （ア）セグメント情報における配分基準（「経済実態をより適切に表す配分基準」）
- （イ）その他検討が必要な事項

3. 実施方法

- （ア）別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- （イ）必要に応じ、別紙有識者以外の者にも協力を求める。

4. 実施期間

この検討会の実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
必要に応じて実施期間を延長するものとする。

5. 議事の取扱い

有識者による率直かつ自由な意見交換を確保する必要があることから、会議は非公開とする。なお、議事については議事概要及び資料を文部科学省 Web サイトに掲載する。

6. その他

この検討会に関する庶務は、高等教育局私学部参事官付において行う。